

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年６月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ その他

	要望者区分	市民		
要望日	令和８年５月２８日（木曜日）	回答日	令和８年６月１２日（金曜日）	
標 題	要望等記録制度で扱って下さい５			
要望等の概要	・ 大阪市の組織において、区保健福祉センター職員による「救護放棄」および「相談員による不適切な発言」という人権に関わる問題について、調査および指導を行う権限を持つ「正規の所管部署」はどこか教えてほしい。 ・ こころの健康センターが、市民の通報を窓口で遮断し、他の部署に適切に引き継ぐことすら行わない対応は、行政機関としての不作為にあたると考えるが、見解を教えてください。			
対応方針の概要	区保健福祉センターの対応に関するご意見については、当該区役所へお申し出いただくよう、要望者に文書にて回答しました。			
担当部署	健康局 健康推進部 こころの健康センター		電話	06-6922-8520